

令和6年度 大崎市地域おこし協力隊募集要項（フリーミッション）

1 活動内容

大崎市の自然資源や環境を活かし、本市の課題解決につながるビジネスや業務を提案し、実施します。

事業計画から実施まで隊員から提案し、期間満了後の定住を目指します。なお、活動テーマとして押さえていただくポイントは以下のとおりです。

- (1) 地域を元気にする取り組み
- (2) 地域資源の発掘や磨き上げ

【下記は一例であり、提案により事業計画を一緒に立案します】

○地域振興

首都圏の親子連れを対象とし、山村留学の企画・実施による地域振興

○観光振興

日本にある11の泉質のうち8種類が堪能できる鳴子温泉のPR

○農林業振興

北海道・東北地域で唯一の世界農業遺産である「大崎耕土」をフィールドとしたグリーンツーリズムの企画・提案

○スポーツ振興

市内の子どもを対象としたイベントや各種企業との連携による共同事業など、スポーツを軸とした地域活性化案を企画・提案

2 募集人員 1名

3 勤務地

提案されたテーマにおいて拠点となる所属を決定し、大崎市内にて活動します。

4 居住地

転入前の居住地により、大崎市内に転入した後の居住地域可能地域が変わります。

転入前居住地域	居住可能地域
3大都市圏内（※1）都市地域及び指定都市、3大都市圏外指定都市	大崎市内全域
上記以外の条件不利地域（※2）外	岩出山、鳴子温泉、田尻

※1・・・「3大都市圏内」とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう

※2・・・「条件不利地域」とは主に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）における過疎地域として公示された市町村をいう

5 応募資格

次の（1）から（7）までの要件を全て満たす方。

- （1）任用後に本市に住所を異動することができる方
- （2）現在、過疎・山村・離島・半島等の地域に住所を有さない方
- （3）心身が健康な方
- （4）普通自動車運転免許（AT限定可）を所有し、一般的なパソコン操作ができる方
- （5）企業に属している方は休業し、本事業に専念できる方（条件等の詳細は別途ご相談ください）
- （6）本事業終了後に定住する意思のある方
- （7）チャレンジ精神旺盛な方（自己申告可）

6 受付

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）まで

7 応募方法

（1）提出書類

- ・履歴書（書式自由、顔写真を添付し、応募動機を簡略にご記入ください。）

（2）提出方法

- ・提出書類は下記Eメール（PDF形式）若しくは郵送でお送りください。
- ・提出された書類は返却いたしません。

（3）問合せ方法

- ・募集に関する質問は、電話ではなく、下記Eメール若しくはFAXとしてください。
- ・回答については、3開庁日以内に、EメールまたはFAXでいたします。

（4）その他（詳細は別紙「おためし地域おこし協力隊ツアー概要」を参照のこと）

- ・募集に際し、希望者には本市の居住環境や地域おこし協力隊の活動について事前体験をしていただく「お試し地域おこし協力隊ツアー」を実施いたします。（実施最大人数5名。応募多数の場合は選考のうえ連絡。）

8 選考方法等

区 分	項 目	期 日	合格発表
一次試験	書類選考 (履歴書・応募動機・ 事業提案書)	令和5年12月上旬	令和5年12月中旬
二次試験	個別面接 ※「地域おこし協力隊員 として大崎市でやりたい こと」をテーマにプレゼ ンテーションしていただ きます。	令和5年12月20日 (水) 場所：大崎市役所	試験後、概ね7日以内 にお知らせいたします。

※二次試験の開催場所・方法につきましては、応募者と協議の上決定いたします。また、試験開始時間は、応募者に別途ご連絡いたします。

9 採用予定

令和6年4月1日から

10 勤務条件等

項 目	内 容
居 住	居住していただく地域は事業ごとに異なります（大崎市内）が、最終的には市と隊員が協議の上、決定します。家賃は、予算の範囲内で市が負担します。
身 分	大崎市会計年度任用職員「大崎市地域おこし協力隊員」として発令。営利企業等に所属しながら、当該営利企業等を休職し、隊員となることもできます。
報 酬	月額170,200円、期末手当あり（2.40月分）
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・公務災害
勤務日及び勤務時間	・勤務日 暦上の平日（年末年始を除く）※原則 ・勤務時間 9：00～17：00※原則 ※土日、祝日及び時間外に活動する場合は、活動時間を振替して調整します。
休 暇	労働基準法の定めにより、年次有給休暇を付与します。
委嘱期間	委嘱した日から該当年度末まで 次年度以降は、毎年度協議の上決定します。なお、再度任用される

	期間の上限は2年です。(活動期間は最長3年間)
活動に要する経費	活動に必要な車両, 燃料費(上限有り), パソコンは市から貸与します。
隊員が負担する経費	大崎市までの交通費及び引っ越し費用, 生活備品, 食費, 光熱水費, その他生活に必要な諸費用
その他	市では, 地域住民との調整や研修のほか, 隊員の活動のための必要な支援を行います。 また, 事業にかかわらず, 特定の企業の営業活動は禁止します。

1.1 任期3年間のイメージ

1年目は, 本市の現状把握と隊員の知見により3年間の事業計画立案を行い, 計画に基づいた土台づくりの活動を行います。また, 自らも地域のイベントに参加し, 地域の文化を体験します。2年目以降は上記の取り組みを進めつつ, 提案されたテーマをベースとして事業を実施します。

実際の進捗については, 支援課との協議により確認を行いながら進めます。

(活動例)

○1年目

【首都圏の親子を対象とした山村留学の実施】

- ・地域のイベントに参加し, 各種団体や区長らとの関係性づくりを行います。
- ・国における山村留学関連制度の概要を学び, 本市案に反映します。
- ・姉妹都市である台東区における山村留学のニーズ調査を行います。
- ・上記のほか, 2年目以降の事業案を作成します。

【1年目の週間スケジュールイメージ】

月: 山村留学関連制度の学習

火: 地域イベントへの参加

水: 地域イベントへの参加

木: ニーズ調査関連資料作成

金: ニーズ調査関連資料作成

土: 休み

日: 休み

1 2 その他

大崎市及び地域おこし協力隊の情報は、次のホームページをご覧ください。

- ・大崎市ホームページ

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,170,360.html>

- ・総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

1 3 問い合わせ先及び提出先

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市 市民協働推進部政策課 電 話 0229-23-2129

F A X 0229-23-2427

Eメール seisaku@city.osaki.miyagi.jp